

自立支援医療(育成医療)の申請について

1 制度の概要

保護者が港区に住所を有する18歳未満の児童で、身体上の障害を有する方又は現存する疾患が、当該障害または疾患に係る医療を行わないときは、将来障害を残すと認められる方で、手術等によって障害の改善が見込まれる方に対し、生活能力を得るために必要な医療の支給を行います。

ただし、世帯(同一保険加入者)の所得状況が、「住民税課税で、区民税所得割額が23万5千円以上」に該当し、「重度かつ継続」(※対象範囲は、別紙「所得区分に関するチェックシート」の裏面参照)に該当しない場合は、支給対象外となります。

2 対象となる機能障害

(1)視覚障害(2)聴覚、平衡機能障害(3)音声、言語・そしゃく機能障害(4)肢体不自由(5)心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能障害(6)先天性の内臓機能障害((5)を除く)(7)ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がありますが、詳しくは指定自立支援医療機関の医師に相談してください。

3 実施医療機関

指定自立支援医療機関(詳しくは都道府県のホームページをご覧ください。)

4 支給内容

認定された機能障害に対する、保険適用の費用について、負担割合が1割に軽減されます。かつ、毎月の自己負担額は、受給者証に記載された自己負担上限額までとなります(自己負担上限額の算定方法は下記参照)。ただし、入院中の保険適用外の費用は、育成医療の支給対象になりません。

5 自己負担上限額 所得の状況等により、毎月の自己負担上限額は次のとおりとなります。

所得の状況等	所得確認の対象者	支給認定申請書の所得区分	「重度かつ継続」に該当・非該当	毎月の自己負担上限額
生活保護を受けている	保護者全員	生保		0円
住民税非課税で、所得が80万円以下の世帯	保護者全員	低1		2,500円
住民税非課税で、所得が80万円を超える世帯	保護者全員	低2		5,000円
住民税課税で、区民税所得割額が3万3千円未満の世帯	同一保険加入者	中間1	該当	5,000円
			非該当	5,000円※
住民税課税で、区民税所得割額が3万3千円以上23万5千円未満の世帯	同一保険加入者	中間2	該当	10,000円
			非該当	10,000円※
住民税課税で、区民税所得割額が23万5千円以上の世帯	同一保険加入者	一定以上	該当	20,000円※
			非該当	支給対象外

※令和9年3月31日までの経過措置。

6 給付について

- 受給者証の交付は、申請から3週間程度かかります。受給者証がお手元に届く前に病院から医療費の請求があった場合は、現在手続き中であることを伝え、支払いについては、病院とよくご相談ください。(なお、書類に不備があった場合は交付が遅れてしまうことがありますのでご了承ください。)
- 毎月の自己負担上限額をご自分と病院で正確に把握するために、受給者証と一緒にお送りする「自己負担上限額管理票」を受診の都度病院に提示し、確認印をもらってください。
- ④医療証又は⑤医療証をお持ちの場合は、育成医療の自己負担額及び食事療養費は④医療証又は⑤医療証により助成されます。都内の取扱医療機関で受診の場合は、同時に医療機関窓口へご提示ください。都外、その他医療証を取り扱っていない医療機関で受診の場合は、申請により還付が受けられます。④医療証又は⑤医療証の詳しい手続きについては子ども若者支援課子ども給付係(電話:3578-2111(港区役所代表))にご確認ください。

7 提出書類

必要書類は下記のとおりです。NO.1～5の書類は、みなと保健所地域保健係、各地区総合支所保健福祉係窓口で配布しています。

No	必要書類	備考									
1	自立支援医療（育成医療） 支給認定申請書	保護者が記入してください。 *保護者は被保険者（国民健康保険の場合は、住民票上の世帯主）です。									
2	自立支援医療（育成医療） 意見書	主治医が記入してください。（必ず病院の会計確認を受けてください） *3か月以内に発行されたもの									
3	自立支援医療（育成医療） 世帯調書	保護者が記入してください。（同じ健康保険証に入っている人全員。）									
4	所得区分に関するチェック シート	保護者が記入してください。チェック内容により、別途必要書類があります。 「重度かつ継続」の該当条件は、こちらの裏面ご確認できます。									
5	同意書	【国民健康保険および国保組合の場合】 同一加入関係にある人全員が自署してください。自署でない場合は、委任状が必要です。 【国民健康保険および国保組合以外の場合】 被保険者分のみ必要です。自署してください。自署でない場合は、委任状が必要です。									
6	健康保険証のコピー（両面）	【国民健康保険および国保組合の場合】 同一加入関係にある人全員分。 【国民健康保険および国保組合以外の場合】 被保険者と患者本人分									
7	課税証明書または非課税証 明書	【国民健康保険および国保組合の場合】 同一加入関係にある人全員分（ただし、高校生以下の学生を除く） 【国民健康保険および国保組合以外の場合】 被保険者のみ。 ただし、被保険者が非課税の場合、同一加入関係にある人全員分の（非）課税証明書の提出が必要 です。（ただし、高校生以下の学生を除く） 《なお、下表にある基準日に港区に住民登録のある方は、原則提出不要です》 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>基準日</th> <th>（非）課税証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月～6月</td> <td>令和5年1月1日</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月～7年6月</td> <td>令和6年1月1日</td> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	基準日	（非）課税証明書	令和6年4月～6月	令和5年1月1日	令和5年度	令和6年7月～7年6月	令和6年1月1日	令和6年度
申請月	基準日	（非）課税証明書									
令和6年4月～6月	令和5年1月1日	令和5年度									
令和6年7月～7年6月	令和6年1月1日	令和6年度									
8	保護者とお子様の個人番号 を確認する書類	個人番号カード、個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書のいずれか1点 【郵送で申請する場合】 コピーを提出してください。									
9	保護者の本人確認ができる 書類 (確認証A 又は確認証B)	確認証A（1点） 本人の顔写真、氏名、生年月日又は住所が掲載されている官公署の発行した証（個人番号カード、免許証、パスポート、在留カード等） 確認証B（2点） 本人の氏名と、生年月日又は住所が掲載されている証（保険証、社員証、学生証、カード等） 【郵送で申請する場合】 コピーを提出してください。									

8 申請書等配布・提出先 問い合わせ先

みなと保健所 健康推進課 地域保健係

〒108-8315 港区三田1-4-10

Tel 6400-0084

・手続きに関する詳しいお問い合わせは上記にお電話ください

・郵送での手続きも可能です。

各地区総合支所区民課保健福祉係でも申請書等配布・
提出ができます。

芝地区総合支所 区民課保健福祉係

麻布地区総合支所 区民課保健福祉係

赤坂地区総合支所 区民課保健福祉係

高輪地区総合支所 区民課保健福祉係

芝浦港南地区総合支所 区民課保健福祉係